特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	ひとり親家庭高等技能訓練促進費等の支給に関する事 務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、ひとり親家庭に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

坂東市長

公表日

令和4年12月23日

I 関連情報

連絡先

_I 関連情報									
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務								
①事務の名称	ひとり親家庭高等技能訓練促進費等の支給に関する事務								
②事務の概要	 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務 ・高等技能訓練促進費等の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・支給申請の処理 ・訓練促進費等の可否等の決定処理 ・訓練促進費等受給資格の処理 								
③システムの名称	児童扶養手当システム,宛名管理システム,中間サーバー								
2. 特定個人情報ファイル	名								
児童扶養手当情報ファイル、原	所得情報ファイル、住民記録情報ファイル								
3. 個人番号の利用									
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記) 第9条第1項 別表第一(第45項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第36条第3号に準ずる ・坂東市個人番号の利用に関する条例第4条、別表第1第2項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)								
4. 情報提供ネットワークシ	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携								
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [実施する] 2)実施しない 3)未定								
②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第8号 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第19項 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当の支給に関する情報」が含まれる項 26,30,87 (別表第二における情報照会の根拠) ・坂東市個人番号の利用に関する条例第4条、別表第1第2項 ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当の支給に関する 事務」が含まれる項及び公的給付に関する項 13,116,121								
5. 評価実施機関における	担当部署								
①部署	坂東市保健福祉部こども課								
②所属長の役職名	こども課長								
6. 他の評価実施機関									
総務省									
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求								
請求先	保健福祉部こども課 茨城県坂東市岩井4365 0297-35-2121								
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ								

保健福祉部こども課 茨城県坂東市岩井4365 0297-35-2121

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和4	年4月1日 時点					
2. 取扱者数								
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和4年4月1日 時点						
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
2)又は3)を選択した評価実	項目評価書] よ、それぞれ重	重点項目記	平価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及で 3) 基礎項目評価書及で 頁目評価書において、リ	び全項目評価書			
載されている。 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
2. 特定個人情報の人士(情報提供不り下	ソークシスプ	ムを通い	いに八十七味	、。/ <選択肢>				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+5	}である]		1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[+5	うである]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[+5	}である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託	E			[]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[+5	うである]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提	供ネットワー	クシステュ	ムを通じた提供	を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[+ 5	}である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	5			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	売		[]接線	しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+5	うである]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[+5	うである]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・	消去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[+5	うである]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 監査									
実施の有無	[〇] 自己点	· 検	[]	内部監査	[] 外部盟	盖査			
9. 従業者に対する教育・	多発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に	行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				